

令和 6 年度 食料・農業・農村政策審議会食料産業部会 議事概要
(持ち回り開催)

1 開催日

令和 6 年 6 月 1 9 日 (水)

2 開催方法

書面提出による持ち回り開催

3 委員 (50 音順、敬称略)

赤塚保正、赤松利恵、網野裕美、内田隆、浦上博史、江口法生、大橋弘、紙徳秋子、京谷裕、工藤操、栗田美和子、齋藤一志、高槻亮輔、竹下真由、難波友子、堀切功章、吉高まり

4 議案

物流小委員会の設置及び「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」に基づく基本方針の策定等に関する調査審議の付託について

5 審議結果

食料・農業・農村基本法第 19 条に基づき、国は、食料の円滑な入手を可能とするよう、食料の輸送手段の確保の促進その他必要な施策を講じることとされている。

令和 6 年 4 月 1 日からトラックドライバーの時間外労働に上限規制が適用されるなど、今後、農林水産省の所掌に係る物資の物流問題が深刻化し、食料・農業・農村基本法の施行にも影響を及ぼすおそれがあるところである。

このため、食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項として、農林水産省の所掌に係る物資の流通について専門的見地から調査審議する場として、物流小委員会を設置する必要がある。

また、今般、物流の生産性向上や適正運賃の収受を図るための「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)が成立したことを受けて、国土交通省、経済産業省及び農林水産省共同で、交通政策審議会 交通体系分科会 物流部会・産業構造審議会 商務流通情報分科会 流通小委員会・食料・農業・農村政策審議会 食料産業部会 物流小委員会 合同会議を設置し、改正法に基づく基本方針の策定等の具体的な取組を進めることとしている。

今回、食料産業部会の下に物流小委員会を設置し、改正法に基づく基本方針の策定等に関する調査審議について、物流小委員会に付託することが了承された。